

第16回 福岡市都市景観審議会資料

報告事項1 福岡市景観計画策定後の運用状況について

審議事項1 歴史資源を活かした景観形成の取組みの考え方（案）について

平成27年8月31日

審議事項 1 歴史資源を活かした景観形成の取り組み の考え方（案）について

- 1. 福岡市の「コントラストのあるまちづくり」の取り組み**
- 2. 関連計画における「歴史・伝統地区」の位置づけ**
- 3. 福岡市の歴史資源に対するこれまでの取り組み**
- 4. 現状の課題と検討内容**
- 5. 検討事項（STEP 1～STEP 4）**

1. 福岡市の「コントラストのあるまちづくり」の取り組み

○福岡市では、天神や博多駅周辺、ウォーターフロント地区の3つの核を中心とした都心再生等都市機能の強化を図る一方、セントラルパーク構想の推進や歴史のまち博多部の振興といった福岡の深みづくりに取り組むなど、エリアの個性を活かしたコントラストのある魅力あるまちづくり「FUKUOKA NEXT」を推進している。

○福岡の財産である歴史的伝統建築物やその街並みは、博多祇園山笠や博多松囃子などの歴史ある祭りや伝統・文化とともに、福岡らしい魅力を創出しており、これらの伝統や市民文化を守り、未来に継承して行くためには、歴史的資源やその周辺を含めたきめ細かな景観誘導が必要である。

■福岡の財産である歴史資源の例



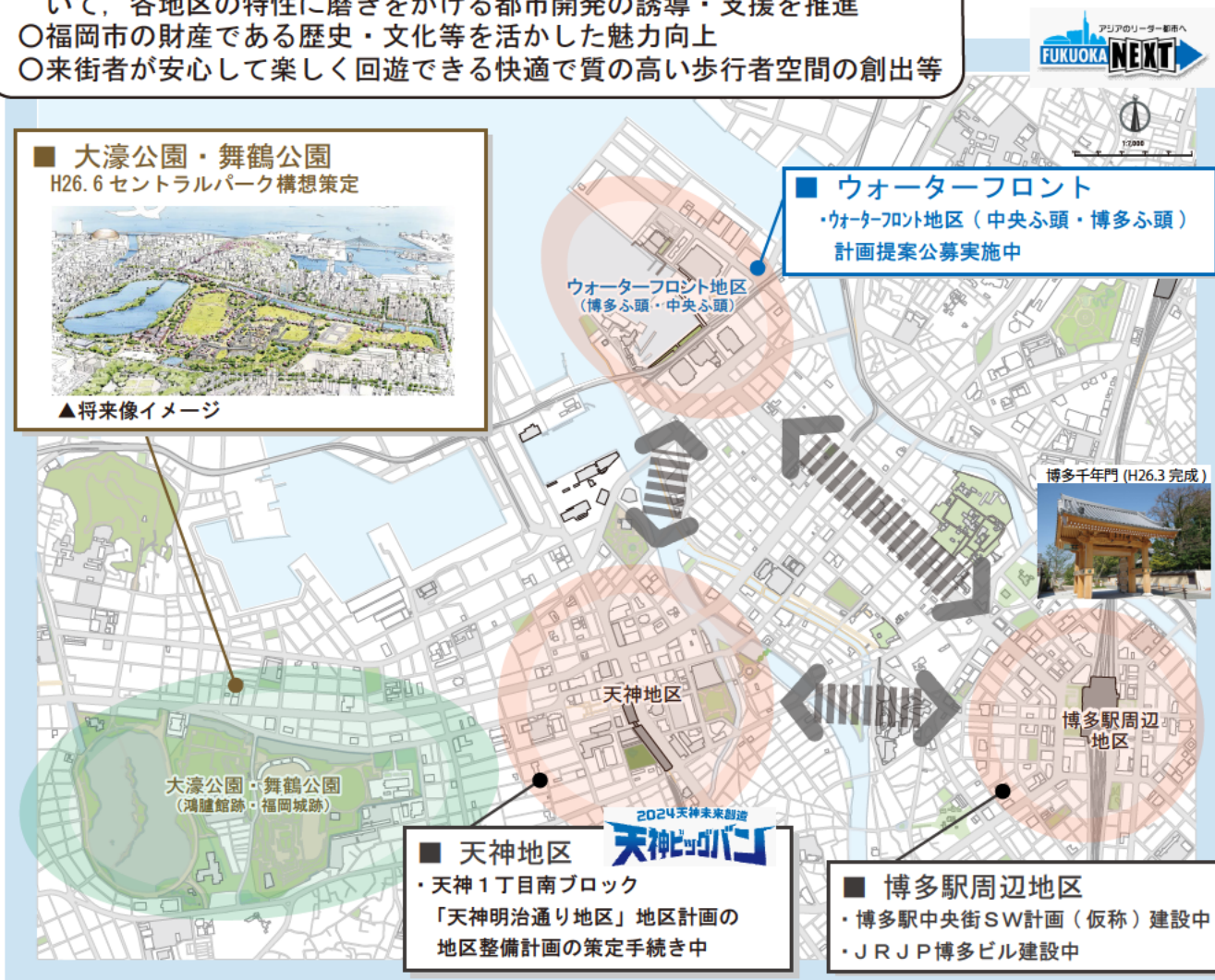
<「コントラストのあるまちづくり」の取り組み>

- 都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントにおいて、各地区の特性に磨きをかける都市開発の誘導・支援を推進
- 福岡市の財産である歴史・文化等を活かした魅力向上
- 来街者が安心して楽しく回遊できる快適で質の高い歩行者空間の創出等

■大濠公園・舞鶴公園 H26.6 セントラルパーク構想策定



▲将来像イメージ



2. 関連計画における「歴史・伝統地区」の位置づけ

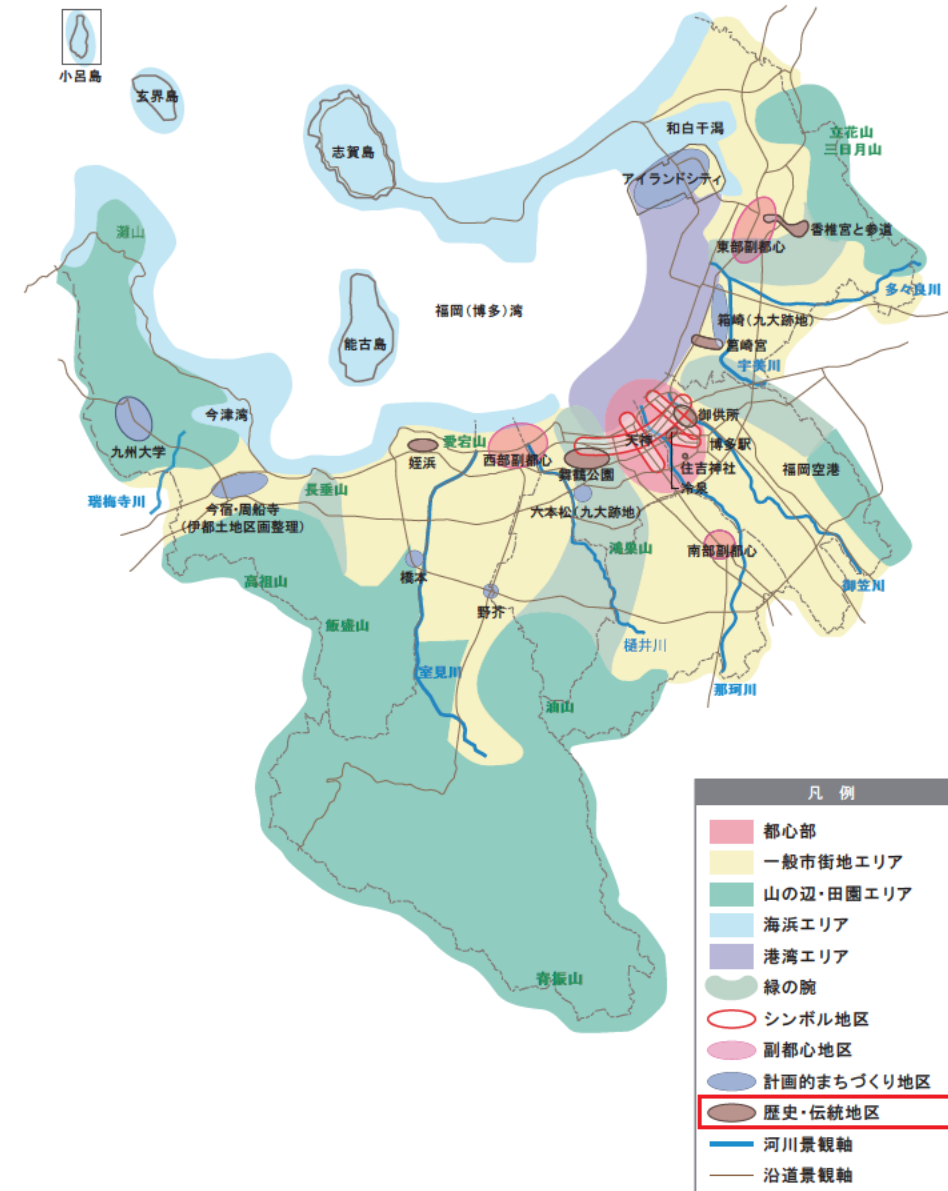
①福岡市都市計画マスタープラン

「景観づくりの基本的な考え方」の1つとして、「歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり」を掲げ、「価値ある歴史的資産や文化的資産を掘り起し、適切な保全や景観整備との連携により福岡らしい個性的な景観づくりを進める。」としている。具体的には、香椎宮と参道、宮崎宮、住吉神社、御供所、冷泉、舞鶴公園・大濠公園、姪浜を「歴史・伝統地区」に位置づけている。

②福岡市景観計画

景観法の制定を受けて、魅力ある都市景観形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を図るために景観計画を策定している。市全域において都心や山の辺など土地利用等景観特性を踏まえ区分した5つのゾーンごとに景観形成方針を定め、大規模建築物等の新築等を届出対象行為として、行為の制限や色彩に関する景観形成基準をもとに、景観形成の誘導を行っている。景観計画においても、「歴史・伝統地区」を位置づけ、歴史的資産である神社や寺院等を核とし、参道や旧街道、公園等の周辺も含めて一体的に伝統や歴史を活かした景観形成を図ることとしている。

■全市の景観形成の基本的な考え方（景観計画）



3. 福岡市の歴史資源に対するこれまでの取組み

① 歴史的な資源（建物等）の保存等

- 文化財の指定・登録等
建造物等 64 件
指定：管崎宮(国)、香椎宮(国)、住吉神社(国)、福岡城南丸多門櫓(国)、
福岡城大手門(県)、東長寺(市)、承天寺(市) ほか
登録：旅館鹿島本館(国)、旧マイヅルみそ店舗(国)、大濠公園浮見堂(市) ほか
- 「福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(平成 27 年 4 月 1 日 施行)

② 歴史的な資源（建物等）とその周辺の歴史的な街並みを活かしたまちづくり

- 福岡市景観形成地区の指定
 - ・平成 10 年 御供所地区都市景観形成地区指定
- 景観づくり地域団体の認定及び援助等
 - ・平成 6 年 御供所まちづくり協議会認定
平成 6 年度～平成 8 年度活動費助成
 - ・平成 22 年 唐津街道姪浜まちづくり協議会認定
平成 22 年度～平成 23 年度活動費助成
- 街なみ環境整備事業
整備場所：御供所地区
整備期間：
平成 12 年～平成 26 年（15 年間、平成 22 年に 5 年間事業を延長）
整備の目標：
 - ・歴史と文化の中に現代の生活と、祭りが息づく都心部居住地区として魅力ある「生活環境の形成」、「街なみ形成」、「商業の活性化」を図る。
 - ・歴史的建造物群や街なみ等を結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図る。
 整備内容：
街なみ整備助成事業（修景助成）： 31 件（寺社 14 件、住宅 17 件）
街なみ環境整備事業（道路美化等）：7 路線（総延長約 1,230m）



<参 考>

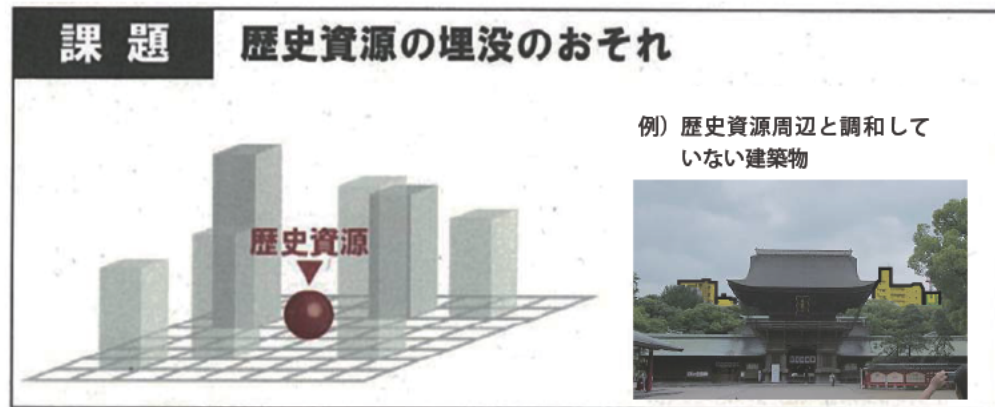
他都市の歴史資源に対する取組み状況

市	歴史資源に対する景観形成の取組み
札幌市	景観重要建造物の指定（2件） 札幌景観資産（26件） 「歴史を活かした景観まちづくりガイド」策定 
仙台市	景観重要建造物の指定（5件）
さいたま市	景観重要建造物の指定（2件） （埼玉県）歴史のみち広域景観形成プロジェクト （旧中山道、旧秩父道の宿場町） 
横浜市	「歴史を生かしたまちづくり要綱」策定
相模原市	景観重要建造物の指定（1件）
静岡市	景観重要建造物の指定（6件） しずおか景観宝さがし（景観資源紹介パンフレット）
名古屋市	景観重要建造物の指定（5件） 名古屋市歴史まちづくり戦略
京都市	景観重要建造物の指定（77件） 「京町家再生プラン」策定 「京町家集」作成 京都市歴史的町並み保全計画 歴史的景観の保全に関する検討事業  
岡山市	景観重要建造物の指定（1件）
北九州市	景観重要建造物の指定（6件）
熊本市	景観重要建造物の指定（2件） 新町古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり事業 川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業 

4. 現状の課題と検討内容

①現状の課題

歴史資源を含む地区の景観づくりについては、御供所地区において都市景観形成地区の指定や街並み環境整備事業を実施してきたが、それら以外の地区では歴史資源とその周辺を含めた景観を保全するための制度や誘導方策がないため、特に、開発ポテンシャルの高い都心部の商業地域等では、開発が進むことによって、周辺建築物と歴史資源の調和を確保することが難しく、歴史資源が地区内に埋没してしまう恐れがあることが課題となっている。

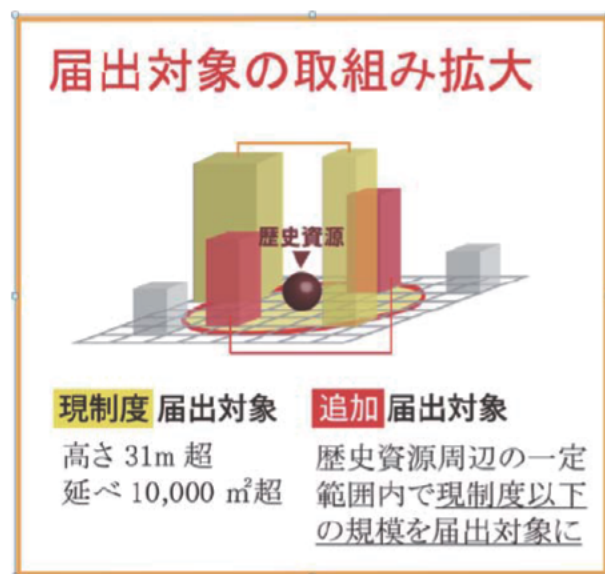


②景観誘導方策の検討

現在、景観誘導の取組みとして、市全域において、都市景観の形成に大きな影響を与える大規模建築物等について、景観法の規定による届出制度を活用し、周囲と調和した良好な都市景観の誘導を行っている。(右表参照)

この届出制度を生かし、歴史資源等の周辺においては、**建物高さや面積規模を見直し、届出対象を拡大**することで、地区特性にあったきめ細やかな景観誘導を図っていくことが有効だと考えられる。

■現行の届出対象の取組み拡大イメージ



現行の届出対象

- ・高さ31mまたは、延べ面積10,000㎡を超える建築物等の新築等の行為

届出対象を追加

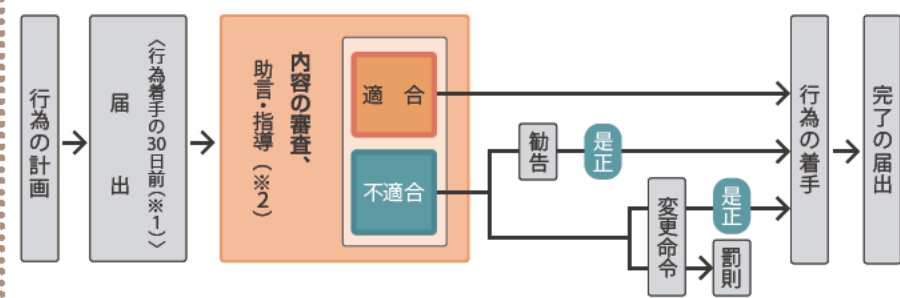
- ・建物計画時の法規制等調査の際に、地域の取組みや留意事項などを伝えることができる。
- ・計画時の協議において、地域の取組みに沿った誘導を図ることができる。

※特に権利制限は伴わない。

■現行の大規模等建築物に関する行為の制限 (景観計画)

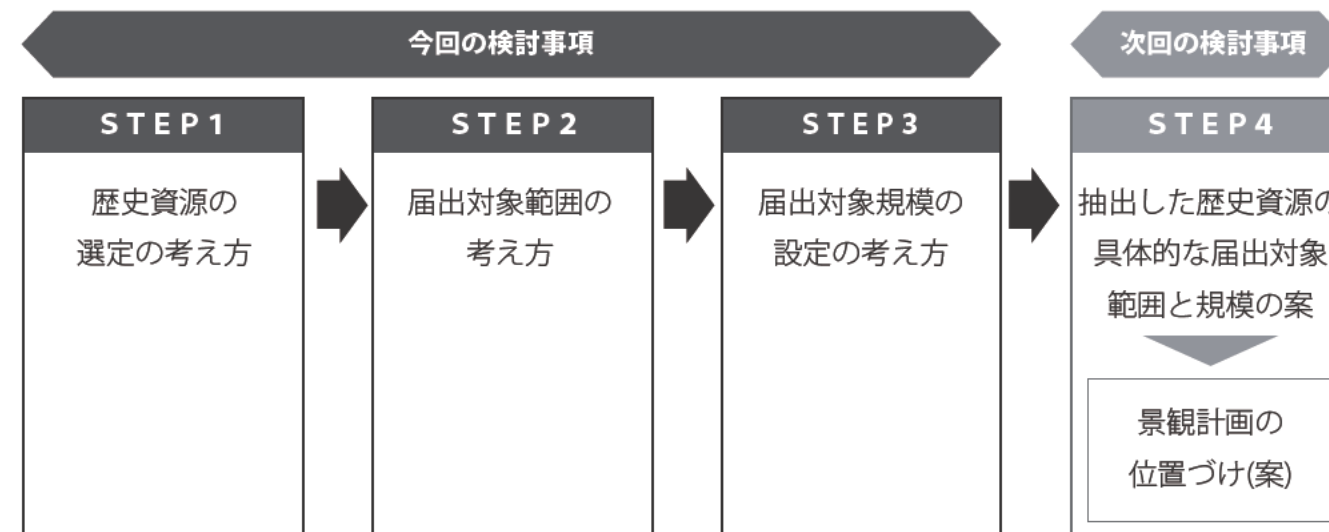
届出に係る規模	
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000㎡を超えるもの 都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの 山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン
	3 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされたもの
	4 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けたもの
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超えるものとする。ただし、備考4(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。 都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超えるものとする。ただし、備考4(6)に掲げる工作物については、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。 山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

* 景観形成の誘導の流れ (届出手続き) *



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。
※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

③検討事項



5. 検討事項

STEP 1：歴史資源の選定の考え方

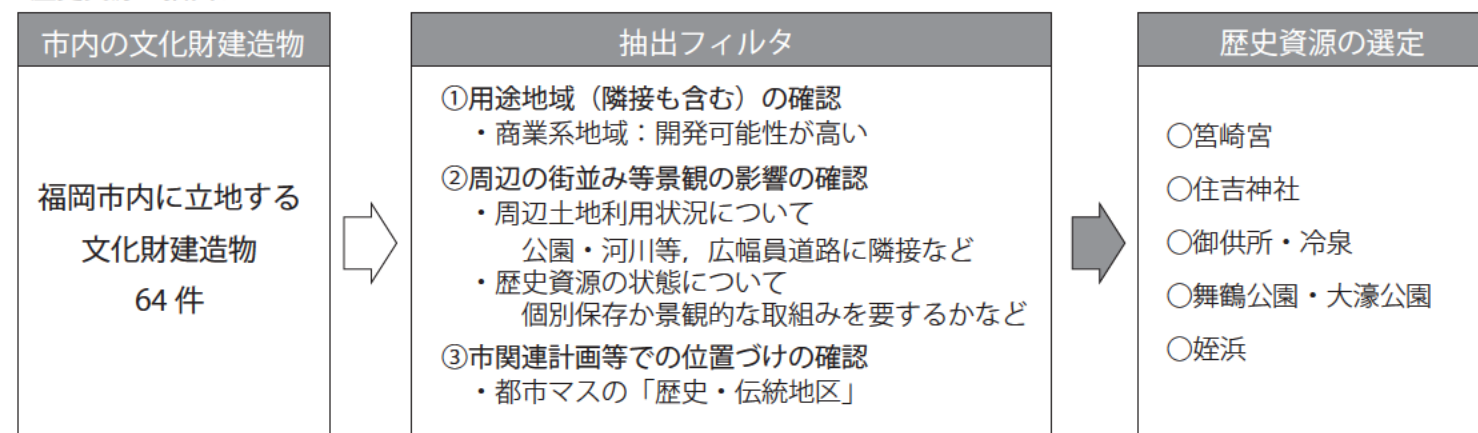
①歴史資源の抽出の考え方

福岡市内の文化財のうち、景観上周辺に与える影響が大きい建造物及び名勝について、その文化財周辺の用途地域や立地場所周辺の状況などから開発の可能性を確認し、さらに、市関連計画等での位置づけを確認した上で、周辺の景観誘導が必要と考えられる文化財を抽出する。

②歴史資源の抽出結果

歴史資源を右図のフローに沿って抽出した結果（下表）、都市計画マスタープラン及び景観計画で「歴史・伝統地区」に位置づけられた宮崎宮地区、住吉神社地区、御供所・冷泉地区、舞鶴公園・大濠公園地区、姪浜地区内の文化財となった。

■歴史資源の抽出フロー



Nm	文化財種別	指定等の主体	文化財建造物の名称	行政区	所在地	フィルタ①		フィルタ②	フィルタ③	抽出結果
						所在地の用途地域	隣接する用途地域	周辺の状況	市関連計画等での位置づけ(歴史・伝統地区)	
1	1. 建造物	国	宮崎宮楼門	東	福岡市東区箱崎1-22-1	第一種住居	商業		宮崎宮	○
2	1. 建造物	国	宮崎宮本殿	東	福岡市東区宮崎1-22-1	第一種住居	商業		宮崎宮	○
3	1. 建造物	国	宮崎宮拝殿	東	福岡市東区箱崎1-22-1	第一種住居	商業		宮崎宮	○
4	1. 建造物	国	宮崎宮鳥居	東	福岡市東区宮崎1-22-1	商業	第一種住居		宮崎宮	○
5	1. 建造物	国	住吉神社本殿	博多	福岡市博多区住吉3-1-51	第一種住居	商業		住吉神社	○
6	1. 建造物	市	住吉神社能楽殿	博多	福岡市博多区住吉3-1-51	第一種住居	商業		住吉神社	○
7	1. 建造物	市	住吉神社唐門	博多	福岡市博多区住吉3-1-51	第一種住居	商業		住吉神社	○
8	1. 建造物	市	承天寺開山堂	博多	福岡市博多区博多駅前1-29-9	商業	-		御供所	○
9	1. 建造物	市	承天寺唐門	博多	福岡市博多区博多駅前1-29-9	商業	-		御供所	○
10	1. 建造物	市	承天寺鐘楼	博多	福岡市博多区博多駅前1-29-9	商業	-		御供所	○
11	1. 建造物	市	東長寺六角堂附 仏龕1基及び卓1脚	博多	福岡市博多区御供所町2-4	商業	-		御供所	○
12	14. 登録文化財(有形)	国	吉住家住宅主屋	博多	福岡市博多区上呉服町273	商業	-		御供所	○
13	1. 建造物	市	旧三浦家住宅	博多	福岡市博多区冷泉町6-10	商業	-		冷泉	○
14	14. 登録文化財(有形)	国	旅館 鹿島本館 管理棟	博多	福岡市博多区冷泉町3-11	商業	-		冷泉	○
15	14. 登録文化財(有形)	国	旅館 鹿島本館 客室棟	博多	福岡市博多区冷泉町3-11	商業	-		冷泉	○
16	14. 登録文化財(有形)	国	旅館 鹿島本館 表門及び塀	博多	福岡市博多区冷泉町3-11	商業	-		冷泉	○
17	1. 建造物	国	福岡城南丸多聞櫓	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
18	1. 建造物	県	福岡城潮見櫓	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
19	1. 建造物	県	福岡城大手門(渦見門)	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
20	1. 建造物	県	旧母里太兵衛邸長屋門	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
21	1. 建造物	県	旧福岡城祈念櫓	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
22	1. 建造物	市	名島門	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
23	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園親月橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
24	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園松月橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
25	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園茶村橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
26	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園舞鶴橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
27	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園浮見堂	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
28	15. 登録文化財(無形)	国	大濠公園	中央	福岡市中央区大濠公園1区、隣2区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
29	1. 建造物	県	崇福寺佛殿	中央	福岡市中央区城内(※現在、解体保管中)	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
30	14. 登録文化財(有形)	国	旧マイヅルみそ店舗兼主屋	西	福岡市西区姪の浜3-3-27	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
31	14. 登録文化財(有形)	国	旧マイヅルみそ原料蔵	西	福岡市西区姪の浜3-3-27	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
32	14. 登録文化財(有形)	市	石橋長次郎家住宅	西	福岡市西区姪の浜3-3378-1	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
33	14. 登録文化財(有形)	市	石橋啓延家住宅	西	福岡市西区姪の浜3-3380-1	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
34	-	-	唐津街道	西	福岡市西区姪の浜	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○

STEP1：歴史資源の選定の考え方

③福岡市内に立地する文化財建造物等一覧（64件）

Nm	文化財種別	指定等の主体	文化財建造物の名称	行政区	所在地	フィルタ①		フィルタ②	フィルタ③	抽出結果
						所在地の用途地域	隣接する用途地域	周辺の状況	市関連計画等での位置づけ (歴史・伝統地区)	
1	1. 建造物	国	筥崎宮楼門	東	福岡市東区筥崎1-22-1	第一種住居	商業		筥崎宮	○
2	1. 建造物	国	筥崎宮本殿	東	福岡市東区筥崎1-22-1	第一種住居	商業		筥崎宮	○
3	1. 建造物	国	筥崎宮拝殿	東	福岡市東区筥崎1-22-1	第一種住居	商業		筥崎宮	○
4	1. 建造物	国	筥崎宮鳥居	東	福岡市東区筥崎1-22-1	商業	第一種住居		筥崎宮	○
5	1. 建造物	国	住吉神社本殿	博多	福岡市博多区住吉3-1-51	第一種住居	商業		住吉神社	○
6	1. 建造物	市	住吉神社能楽殿	博多	福岡市博多区住吉3-1-51	第一種住居	商業		住吉神社	○
7	1. 建造物	市	住吉神社唐門	博多	福岡市博多区住吉3-1-51	第一種住居	商業		住吉神社	○
8	1. 建造物	市	承天寺開山堂	博多	福岡市博多区博多駅前1-29-9	商業	—		御供所	○
9	1. 建造物	市	承天寺唐門	博多	福岡市博多区博多駅前1-29-9	商業	—		御供所	○
10	1. 建造物	市	承天寺鐘楼	博多	福岡市博多区博多駅前1-29-9	商業	—		御供所	○
11	1. 建造物	市	東長寺六角堂附 仏龕1基及び卓1脚	博多	福岡市博多区御供所町2-4	商業	—		御供所	○
12	14. 登録文化財(有形)	国	吉住家住宅主屋	博多	福岡市博多区上呉服町273	商業	—		御供所	○
13	1. 建造物	市	旧三浦家住宅	博多	福岡市博多区冷泉町6-10	商業	—		冷泉	○
14	14. 登録文化財(有形)	国	旅館 鹿島本館 管理棟	博多	福岡市博多区冷泉町3-11	商業	—		冷泉	○
15	14. 登録文化財(有形)	国	旅館 鹿島本館 客室棟	博多	福岡市博多区冷泉町3-11	商業	—		冷泉	○
16	14. 登録文化財(有形)	国	旅館 鹿島本館 表門及び塀	博多	福岡市博多区冷泉町3-11	商業	—		冷泉	○
17	1. 建造物	国	福岡城南丸多聞櫓	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
18	1. 建造物	県	福岡城潮見櫓	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
19	1. 建造物	県	福岡城大手門(渦見門)	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
20	1. 建造物	県	旧母里太兵衛邸長屋門	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
21	1. 建造物	県	旧福岡城祈念櫓	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
22	1. 建造物	市	名島門	中央	福岡市中央区城内	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
23	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園親月橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
24	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園松月橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
25	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園茶村橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
26	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園舞鶴橋	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
27	14. 登録文化財(有形)	市	大濠公園浮見堂	中央	福岡市中央区大濠公園1区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
28	15. 登録文化財(無形)	国	大濠公園	中央	福岡市中央区大濠公園1区, 同域内2区	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
29	1. 建造物	県	崇福寺佛殿	中央	福岡市中央区城内 (※現在、解体保管中)	第一種住居	商業/近隣商業/第二種住居		舞鶴公園・大濠公園	○
30	14. 登録文化財(有形)	国	旧マイヅルみそ店舗兼主屋	西	福岡市西区姪の浜3-3-27	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
31	14. 登録文化財(有形)	国	旧マイヅルみそ原料蔵	西	福岡市西区姪の浜3-3-27	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
32	14. 登録文化財(有形)	市	石橋長次郎家住宅	西	福岡市西区姪の浜3-3378-1	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
33	14. 登録文化財(有形)	市	石橋啓延家住宅	西	福岡市西区姪の浜3-3380-1	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
34	—	—	唐津街道	西	福岡市西区姪の浜	商業	第一種住居/第二種住居		姪浜	○
35	1. 建造物	県	石造九重塔(相輪欠)附 境内板碑群一括 伝米一丸墓石	東	福岡市東区筥崎六	第一種住居	第二種住居		特になし	対象外
36	1. 建造物	市	九州大学西新外国人教師宿舎第3号棟	早良	福岡市早良区西新2-16	第一種中高層住居専用	第一種住居/第二種住居		特になし	対象外
37	1. 建造物	市	西南学院旧本館・講堂	早良	福岡市早良区西新3-194-1	第一種中高層住居専用	第一種住居/第二種住居		特になし	対象外
38	14. 登録文化財(有形)	市	福岡県立修猷館高等学校旧正門	早良	福岡市早良区西新6-1-10	第一種住居	第一種住居/第二種住居		特になし	対象外
39	1. 建造物	国	香椎宮本殿	東	福岡市東区香椎4-16-1	第一種低層住居専用	—		香椎宮と参道	対象外
40	12. 名勝	市	妙福寺庭園	早良	福岡市早良区重留5-8-10	第一種低層住居専用	第一種住居		特になし	対象外
41	14. 登録文化財(有形)	国	浄福寺鐘楼	南	福岡市南区松原6-10-16	第一種低層住居専用	—		特になし	対象外
42	1. 建造物	市	曲淵水源池水道施設附 平尾浄水場配水池点検用通路入口建物1棟	早良	福岡市早良区大字曲淵福中央南公園1-1	市街化調整区域	—		特になし	対象外
43	1. 建造物	県	曲淵五重石塔	早良	福岡市早良区曲淵(曲淵小学校校内)	市街化調整区域	—		特になし	対象外
44	1. 建造物	市	飯盛神社本殿	西	福岡市西区大字飯盛609	市街化調整区域	—		特になし	対象外
45	1. 建造物	市	旧山下家住宅附 明治八年(1875)の棟札	西	福岡市西区能古1624	市街化調整区域	—		特になし	対象外
46	1. 建造物	市	白鬚神社本殿	西	福岡市西区能古719	市街化調整区域	—		特になし	対象外
47	1. 建造物	市	白鬚神社拝殿	西	福岡市西区能古719	市街化調整区域	—		特になし	対象外
48	1. 建造物	県	崇福寺唐門	博多	福岡市博多区千代4-7-79	第一種住居	商業	歴史資源は門単体であり、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
49	1. 建造物	県	崇福寺山門	博多	福岡市博多区千代4-7-79	商業	第一種住居		特になし	対象外
50	14. 登録文化財(有形)	国	高橋家住宅店舗兼主屋	博多	福岡市博多区下呉服町72	商業	—	周辺の街並み等の景観の影響は少なく、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
51	1. 建造物	県	福岡県立福岡高等学校校舎	博多	福岡市博多区堅粕1-29-1	第二種住居	商業	周辺の街並み等の景観の影響は少なく、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
52	14. 登録文化財(有形)	国	石蔵酒造事務所兼主屋	博多	福岡市博多区堅粕1-3-6	商業/第二種住居	—	周辺の街並み等の景観の影響は少なく、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
53	14. 登録文化財(有形)	国	石蔵酒造主倉	博多	福岡市博多区堅粕1-3-6	商業/第二種住居	—		特になし	対象外
54	14. 登録文化財(有形)	国	石蔵酒造西倉及び旧精米所	博多	福岡市博多区堅粕1-3-6	商業	第二種住居		特になし	対象外
55	1. 建造物	国	旧日本生命保険株式会社九州支店 附 便所1棟 棟札1枚	中央	福岡市中央区天神1-15-30	商業	—	敷地二面が広福員道路に面しており、周辺の景観の影響が少ない	特になし	対象外
56	1. 建造物	国	旧福岡県公堂貴賓館	中央	福岡市中央区西中州6-29	商業	—	公園内に位置し、周辺も河川に囲まれている	特になし	対象外
57	1. 建造物	市	浄満寺山門	中央	福岡市中央区地行2-3-3	商業	第一種住居	歴史資源は門単体であり、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
58	12. 名勝	市	友泉亭公園	南	福岡市中央区荏苒1及び城南区友泉亭地内	第二種住居	第一種中高層住居専用/近隣商業	住居系用途地域に位置し、北側の近隣商業地域とは一定の距離がある	特になし	対象外
59	14. 登録文化財(有形)	国	箱崎家住宅主屋	東	福岡市東区馬出2-21-27	商業	第一種住居	周辺の街並み等の景観の影響は少なく、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
60	14. 登録文化財(有形)	国	筑紫女学園洗心庵	中央	福岡市中央区警固2-24-3	商業	第一種住居		特になし	対象外
61	14. 登録文化財(有形)	国	筑紫女学園待合	中央	福岡市中央区警固2-24-3	商業	第一種住居	周辺の街並み等の景観の影響は少なく、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
62	14. 登録文化財(有形)	国	筑紫女学園香風亭	中央	福岡市中央区警固2-24-3	商業	第一種住居		特になし	対象外
63	14. 登録文化財(有形)	市	旧福岡市動植物園正門	東	福岡市東区馬出1-12-27	第一種住居	商業	歴史資源は門単体であり、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外
64	14. 登録文化財(有形)	市	旧赤十字社福岡県支部旧正門門柱	南	福岡市南区大楠3-1-1	第二種住居	近隣商業	歴史資源は門単体であり、個別の保存等で対応を検討	特になし	対象外